

京都ものづくり協力会規約

(目的)

第1条 伝統産業をはじめとする京都産業の振興発展を図るため、京都市産業技術研究所（以下「研究所」という。）と業界及び学界との連携を密にし、会員相互及び若手技術者の技術交流等を行い、会員の事業発展を図ることを目的とする。

(名称及び事務局等)

第2条 本会の名称を「京都ものづくり協力会」とし、事務局を研究所に置き、事務局長以下の事務局職員を配置する。

2 事務局職員は、研究所の職員をもって充てる。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互及び若手技術者の技術交流事業
- (2) 産業技術の改良・発展に必要な事業
- (3) 研究所の行う各種事業の後援
- (4) 団体会員の行う各種事業の共催・後援・助成
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(会の構成)

第4条 本会の会員は、産業に関連のある事業者、研究所を利用する事業者及び研究会組織等で加入する団体会員並びに学識経験者等その他本会の趣旨に賛同した者（特別会員）をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長：1名
 - (2) 副会長：若干名
 - (3) 委 員：若干名
 - (4) 監 事：2名
- 2 役員は、本会の構成員が互選する。
- 3 会長、副会長は委員の中から選出する。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。

(役員並びに顧問の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3 委員は、委員会を組織し、総会からの委任事項を処理する。

- 4 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応じる。
- 5 監事は会計を監査する。

(幹事)

第8条 事業の円滑な運営を図るため、本会に若干名の幹事を置くことができ、会長がこれを委嘱する。

(会議)

第9条 総会、委員会は及び会長がこれを招集する。

- 2 総会は、年1回招集し、必要あるときは臨時総会を開く。
- 3 委員会は、事業の円滑な推進を図るため必要なときに随時開く。

(会費)

第10条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 会員の年間会費は、1口 3,000円とする。ただし、団体会員の年間会費は、おおむね団体の規模(会員数)に応じた額とする。

会員数	50未満	30,000円
	50以上	50,000円

- (2) 特別の事情により会費の増減を行う場合は、委員会の承認によるものとする。

(経費)

第11条 本会の経費は、会員(特別会員を除く)の会費、寄付金その他をもって充てる。

(会計)

第12条 本会の会計事務は、京都ものづくり協力会会計準則において定める。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(専決)

第13条 事務局長は、総会において承認された事業計画などに関し、会長に代わって実施決定することができる。

(規約の変更)

第14条 この規約を変更しようとするときは、総会に諮り、出席者の過半数の同意を必要とする。

附則

この規約は、平成25年4月19日から実施する。

この規約は、平成26年8月19日から施行する。

この規約は、平成27年9月3日から施行する。